<2024 年度(令和6年度)版>
2024.2.19 初版

授業料免除申請要領【独自制度】

鹿児島大学独自の授業料免除制度

経済的理由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考の上、授業料の全額または半額を免除する、本学独自の授業料免除制度です。

※日本人学部学生を対象とした、国の「高等教育の修学支援新制度」に基づく授業料減免制度とは**異なります。**ご注意ください。

check! この要領における次の用語の意味は、特に注釈がない限り、以下のとおりです。

学部生	2024 年度に学部に在籍する学生(私費外国人留学生は含まない)
大学院生	2024 年度に大学院に在籍する学生(私費外国人留学生は含まない)
私費外国人留学生	2024 年度に学部または大学院に在籍する私費外国人留学生
給付奨学金	日本学生支援機構の給付奨学金
給付奨学生	給付奨学金を受給している者(支援区分外や休・停止中を含む)

▼ 授業料免除額

免除区分	免除額	納付額
全額免除(全免)	267,900 円	0 円
半額免除(半免)	133,950 円	133,950 円
不許可	0 円	267,900 円

※記載している金額は半期分。

1 対象者

大学院生、私費外国人留学生、学部生(2020 年 3 月以前入学者) のうち、「申請要件」(次ページ)に該当する者

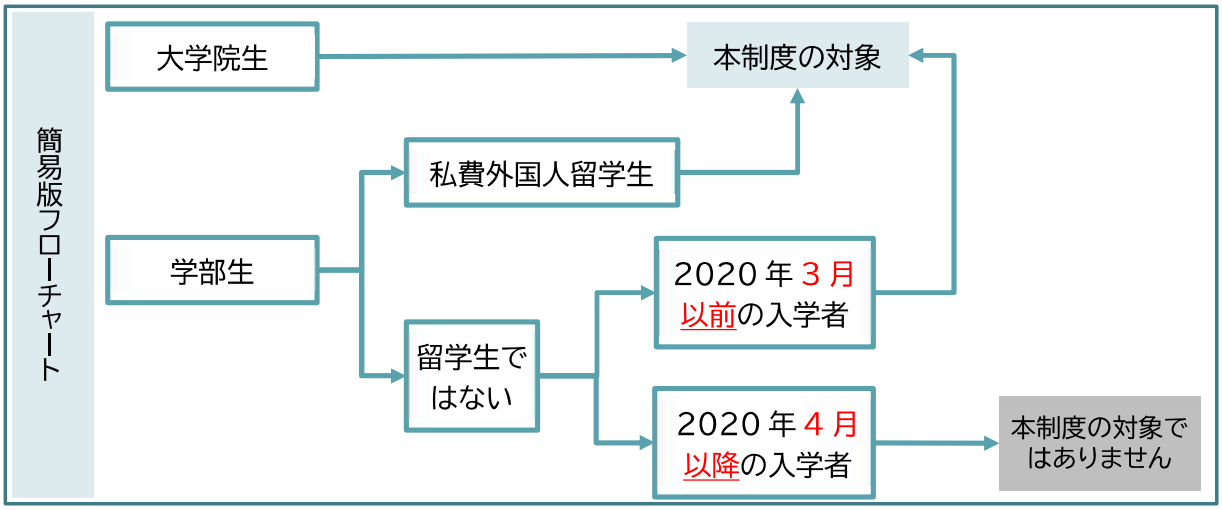

申請要件（申請できる者）

▼ 大学院生

次の(1)、(2)いずれかに該当する者

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者

(2) 申請基準日(前期４月１日、後期 10 月１日。以下同じ。)前６ヶ月以内(新入生の場合は入学前１年以内)に学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、または、本人もしくはその学資負担者が風水等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

▼ 私費外国人留学生

次に該当する者

・入国後の家計状況の変化等により授業料の納付が困難となり、かつ学業成績が優秀と認められる者

▼ 学部生（2020 年３月以前に入学した日本人学生のみ）

2020 年３月以前の入学者のうち、次の(1)、(2)いずれかに該当する者

(1) 申請基準日時点において給付奨学生である者[※ア]

(2) 申請基準日時点において給付奨学生でない者は、以下の A～C いずれかであること

A 2024 年度(前期は春[一次採用。４月]、後期は秋[二次採用。10 月])に、給付奨学金に申し込む者

B 2023 年度後期または 2024 年度前期に給付奨学金を申し込んだが不採用であった者

C 大学等への入学時期等に関する資格[※イ] もしくは 在留資格等に関する資格[※ウ] を満たさない、または家計に係る基準を満たさないことが明らか[※エ] であるため、給付奨学金に申請できない者

[※ア] すでに支援を受けている授業料減免制度にあわせ、【独自制度】にも申し込むことになる(＝併願)。選考は別々に実施し、免除額のより大きい結果を、最終的な結果として適用する。

[※イ] ３ 浪以上で本学に入学した者(多浪生)。 [※ウ] 外国籍の者。 [※エ]資産基準を満たさないか、収入基準を満たさないことが明らかである場合。

「給付奨学金の申請資格」については URL を参照。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html

申請できない者(選考の対象外)

次の(1)～(3)いずれかに該当する者は申請できません。

(1) 留年している者(次の①、②いずれかに該当する者)

① 授業料免除の申請期において、同一学年に１年を超えて留まっている者

② 授業料免除の申請期の前の期において最低単位数を修得していない者

(2) 在籍期間が修業年限(標準修業年限)を超えた者

(3) 研究生や科目等履修生等の非正課生である者、または国費留学生等の授業料を徴収しない者

※ただし、(1)または(2)に該当する場合であって、**標準単位数の修得条件を満たし、かつ次の①～④いずれかの事由に該当する者は選考の対象とする。**この場合において、留年または修業年限超過の期間は原則1年間以内とする。

① 病気または病気による休学のため単位修得できなかった場合【医師の診断書を添付】

② 国費留学または地方公共団体等からの助成による留学のため単位修得できなかった場合(留学期間は半年以上)【証明するものを添付】

③ 大学院生の論文作成において、研究テーマ、研究方法等、本人の事情によらない理由で留年または修業年限を超過した場合【証明するものを添付】

④ その他以下のやむを得ない事由いずれかに該当する場合【やむを得ない事由を証明するものを添付】

- 出産・育児のために休学した場合
- 国または地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合
- 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイトまたは常勤の職についた場合
- 本人が身体障害者である場合

※①～④の事情に基づき申請する者は、指導教員による「授業料免除の推薦理由書」【様式 5】を併せて提出すること。

2 選考基準

鹿児島大学が定める、**①学力基準**と**②家計基準** に基づいて選考します。
選考にあたっては、①学力基準を満たす者を、②家計基準により順位付けし、全額免除または半額免除を決定します。
ただし、予算の範囲内で免除者を決定するため、**基準を満たしていても免除とならない**ことがあります。

学力基準の判定に必要な標準単位数や学業成績指数、及び家計基準の算定方法は、本学 Web ページ内で公開していますので、ご確認ください。

①学力基準、②家計基準、**どちらも満たす**必要があります。
例えば、家計基準は満たしているが、学力基準を満たして**いない**場合は「不許可」となります（逆も同じ）。

3 申請の流れ

大まかな流れは次のとおりです。

① Web エントリー（前期 4 月、後期 10 月）

⬇

② 書類提出（前期 6 月、後期 10 月）

⬇

選考結果公表、授業料引き落とし（前期 8 月、後期 12 月）

※具体的な日時は Web ページで公開します。

①、②の手続いずれも必須。

なお前期・後期いずれも申請する場合、申請者の状況に応じ、**後期は書類提出が省略できます**。

👉詳細は次ページ

申請～選考の流れ(詳細版)

Step に沿って手続を進めてください。

＊いずれの段階においても、本学が定めた期限を超過した場合、申請取り消しとなります。

＊具体的な日時は、本学 Web ページで公開します。

＊本学からのメールが正しく受信できていますか？学務 Web システムの登録アドレスに誤りがないか確認してください。

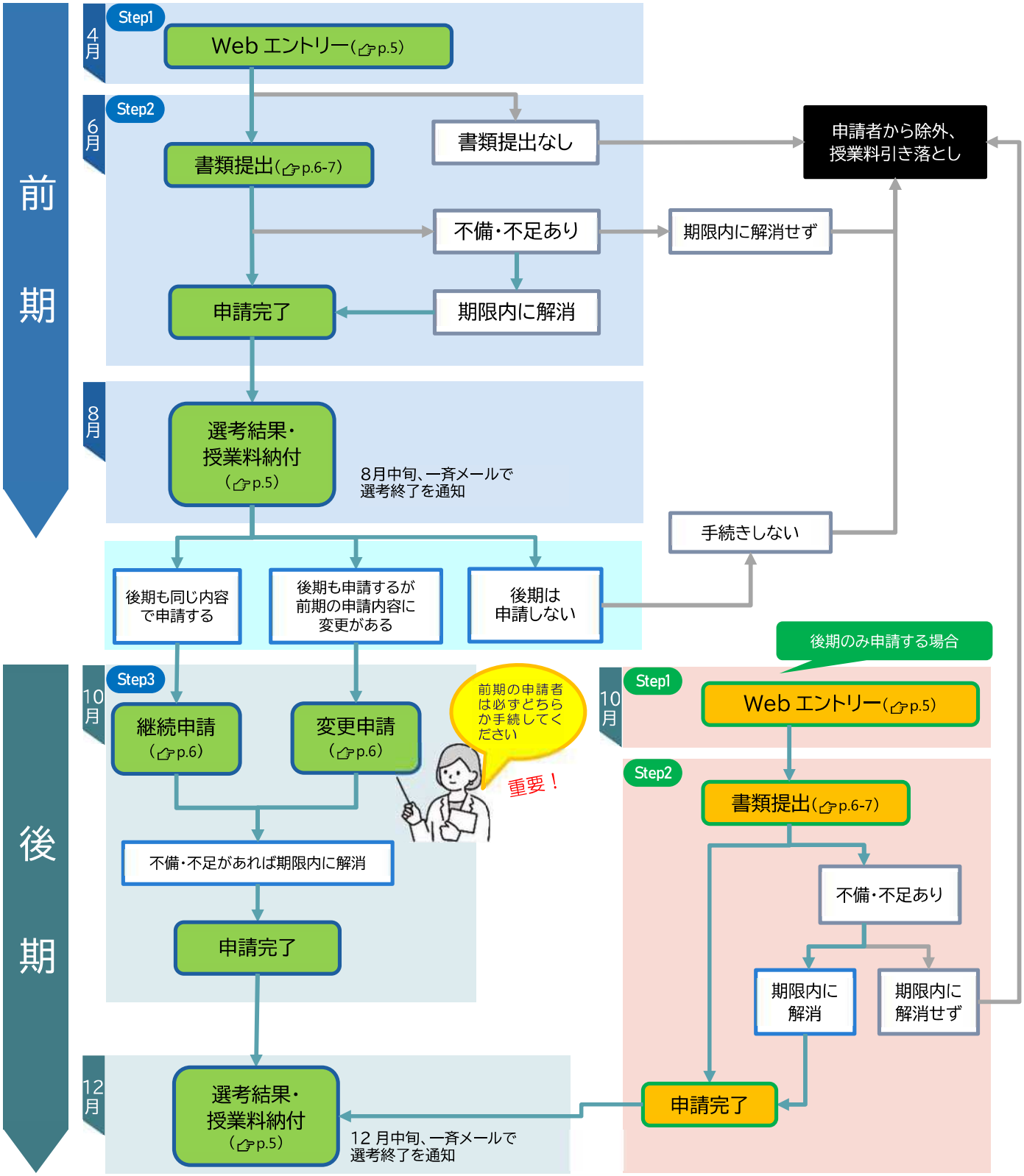

Web エントリーについて（旧「Web 受付」）

Web エントリーは、授業料免除申請において、最初のステップとなる重要な手続です。これにより、授業料の引落しが停止され、書類提出に進むことができますので、申請希望者は、期限内に必ず手続してください。

前期は 4 月、後期は 10 月にオンラインで実施します。期限後のエントリーはできません。

申請スケジュール及び方法は、授業料免除の Web ページでご案内します。

ご注意ください！Web エントリーのミス！

重要

例年、**学籍番号の入力間違い**による申請ミスが発生しています。

特に、**内部進学者が古い学籍番号を入力**したことで、**エントリーしていない状態だったと後で判明すること**が多いので、十分ご注意ください。

入力間違い＝未申請であり、授業料は通常通り引き落とされます。

よくある入力ミスのケース

- **工学部**から**理工学研究科**に進学した学生が、**工学部時代の学籍番号を入力**した
- **A 研究科**の博士前期課程から博士後期課程に進学した学生が、前期課程のときの学籍番号を入力した（鹿児島大学内で修士→博士に進んだ者のケース）。
- 鹿児島大学 ID（例：k1234567）を入力した。
- 単純な入力ミス

×古い学籍番号
〇新しい学籍番号を入力…

選考結果の公表・通知

選考が完了したら、学務 Web システムに登録されたメールアドレスに、選考終了を通知します（前期：8 月、後期：12 月）。

各自、学務 Web システムにログインし、［学生情報照会］＞［免除情報］タブより結果を確認してください。

授業料の納付

半額免除または不許可の場合、選考結果に基づく免除後の授業料を、学生の授業料振替口座（※）から引落します。引落し予定日は次のとおりです。

※授業料振替口座…入学時に学生が登録した金融機関口座。口座変更した場合は、変更後の口座が該当します。振替口座に関することは財務部経理課出納係へお問い合わせください。

	選考結果の公表・通知	授業料の納付 ※27 日が土日祝の場合、金融機関の翌営業日の引落しとなります
前期	8 月中旬～下旬	8 月 27 日（口座引落し）
後期	12 月中旬～下旬	12 月 27 日（口座引落し）

▲上記は、2023 年度の実績によるものです。変更となる可能性がありますので、大学から送信されるメールの見落としがないようにご留意ください。

4 書類提出について

Web エントリーをした方は、申請に必要な書類を準備し、期間内に提出してください。
必要な書類は、申請者本人の状況により異なります。

①下記の「Ⅰ申請区分」・「Ⅲ世帯構成員」で、自身の申請区分と、世帯構成員に含まれる者を確認する。
②申請区分等を把握したら、**「5.必要書類一覧(p.8～)」で、**☑を入れながら書類を準備する。
③「Ⅱ申請期区分」も確認し、必要な手続を把握しておく。

(1) 区分の確認

▼ Ⅰ 申請区分

申請基準日(前期 4 月 1 日、後期 10 月 1 日)における学生本人の状況により、申請区分を選択します。

申請区分	定義
一般学生	「独立生計学生」「私費外国人留学生」のどちらにも該当しない者
独立生計学生	以下①～③を全て満たし、経済的に自立している者 ① 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族でないこと。 ② 父母等と別居していること。(世帯分離は、別居とはみなさない) ③ 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告し、所得証明書が発行される者。
私費外国人留学生	私費外国人留学生である者

▼ Ⅱ 申請期区分

申請期区分は、申請する期・内容に基づき選択します。

A.前期に申請する者

申請期区分	該当する者	必要書類
前期申請	前期に申請する者全員 ※前期申請者が、継続して後期の申請も希望する場合は、後期の申請期間までに、「7.変更事由確認書(p.13-15)」を一読し、該当する変更事由がないか確認しておくこと。	「5.必要書類一覧」で確認すること

B.後期に申請する者

前期に申請した者でも、後期の申請を希望する場合は、以下のいずれかの手続が必要です。
いずれも申請しない場合、**免除を希望しないことになり、**授業料は通常通り引き落とされます。

申請期区分	該当する者	必要書類・申請方法
継続申請	前期申請した者で、後期の申請基準日(10 月 1 日)までに、前期の申請内容から変更がない場合 ● 変更がないので書類作成を省略できる。選考は前期の書類に基づき行う。ただし前期と同じ結果になるとは限らない。	オンラインで申請 ※URL は後期に案内
変更申請	前期申請した者で、後期の申請基準日(10 月 1 日)までに、前期の申請内容から何らかの変更が生じた場合	「7.変更事由確認書」で確認すること
後期申請	前期に申請しなかった者が、後期に申請する場合 (10 月入学者もこれに該当)	「5.必要書類一覧」で確認すること

▼ Ⅲ 世帯構成員

誰を世帯構成員に含めるかは、「Ⅰ申請区分」によって決定します。以下を確認してください。

原則として、申請基準日（前期４月１日、後期 10 月１日）において、申請者本人と生計を一にしている者が世帯構成員となります。

申請区分	世帯構成員に含める者
一般学生	① 申請者 ② 両親（両親に代わって家計を支えている者がいる場合は、その者も含める） ③ 同居・別居を問わず、②の所得税法上の扶養下にある者 ※②の所得税法上の扶養下にない兄弟祖父母等は、同居・別居を問わず世帯構成員には含めない
独立生計学生	① 申請者（配偶者を含む） ② 同居・別居を問わず、①の所得税法上の扶養下にある者
私費外国人留学生	① 申請者（配偶者を含む） ② ①の所得税法上の扶養下にある者 ※日本に在住していない両親等は、世帯構成員には含めない

（2）書類作成の際の留意事項

- 書類に記入する内容は申請基準日（前期４月１日、後期 10 月１日）時点のものとすること。なお、日付欄に記入する日付は、書類作成日で構わない。
- 黒のボールペンを使用すること。鉛筆や消えるボールペンは使用不可。
- 書き損じは二重線で消し、余白に正しく記入すること（訂正印は不要）。
- 公的証明書等はマイナンバーの記載がないものを提出すること。マイナンバーの記載がある場合は各自で塗りつぶすこと。
- A4 サイズより小さい書類は、A4 用紙にコピーまたは貼付すること。
- 提出書類の返却や閲覧は原則としてできないため、提出書類をコピーして保管しておくこと。
- 提出書類等の内容・情報は、授業料免除選考及び本学が実施する経済支援のために使用し、その他の目的には使用しません。

（3）書類提出先

提出期間内に、郵送または持参で提出してください。

■郵送の場合：レターパックで送付する。

〒890-0065 鹿児島県鹿児島市郡元１丁目 21-30
鹿児島大学学生部学生生活課経済支援係 授業料免除担当 宛

レターパックの送付方法は QR コードまたは URL からご確認ください

■持参の場合：共通教育棟１号館１階 学生生活課 授業料免除窓口 ※提出用ボックス設置

（4）申請の取り下げ

Web エントリー後、または書類提出後に、申請を取り下げる場合、**「申請取り下げ書【様式 21】」**を提出してください。

【申請を取り下げる例】

- 期の途中で休学（または退学）が決まった
- 私費留学生から国費留学生になった
- 学位審査のために授業料を納付する必要がある
- その他の事情で申請を取り下げる

申請区分:一般学生・独立生計学生

**For International Students: Please see pages 11 to 12.*

5. 必要書類一覧(一般学生・独立生計学生)

コピーと記載のあるもの以外は原本をご提出ください。

1.必須書類（必ず提出。不足している場合、申請できません。）

必 須 書 類	備　　考
一般学生・独立生計学生	
□提出書類チェックリスト【様式1】	
□家庭調書【様式2】	・記載方法はp.6～7で確認すること
□授業料免除願【様式3】	・記載方法はp.6～7で確認すること
□同意書【様式4】	
□令和6**年度**(令和5**年**分)の所得額・課税額証明書 **【注意】** **書類の不備により、再発行が多数発生しています。** 特に「年度違い」が多いです。 令和5年度(令和4年分)ではありません！ 取得する際、特にご両親に依頼する際は、右の備考欄をよく確認してください。 ※不明点については、最後のページ「よくある質問」も確認すること。	・令和6**年度**の市民税・県民税の**税額**と、令和5**年**分(令和5年1月から12月まで)の**所得**が記載されている。所得が0円(＝無職)であっても必要。 **●必要枚数** **【一般学生の場合】** 父母がいる：2枚（父1枚、母1枚） ひとり親世帯：1枚（父または母のもの1枚） 父母がおり、父母以外に学資負担者がいる(祖父母・兄姉など)：3枚（父1枚、母1枚、その他の学資負担者のもの1枚） **【独立生計学生の場合】** 配偶者がいない：1枚（申請者本人のもの） 配偶者がいる：2枚（申請者本人のもの1枚、配偶者のもの1枚） ※いずれの場合も、世帯全員でまとめた様式のものは不可。 必ず個人単位(1枚ずつ)の様式で発行する。 **●発行場所：市区町村** ・自治体によって発行開始日が異なるため、事前に自治体のHP等で確認する。 （鹿児島市の場合、5月中旬または6月中旬以降） ・提出期限までに自治体の発行が間に合わない場合： 本人収入申立書【様式6】下部の「所得額・課税額証明書未提出者記入欄」を記入する。証明書は発行され次第速やかに提出すること。 ・自治体により証明書の名称が異なるので、次の①～④の項目があるか窓口等で確認すること。 ①収入・所得の内訳　②配偶者控除　③扶養控除人数　④課税額 （＊＊＊＊＊＊は"０"の証明ではないので注意する。）
□本人収入申立書【様式6】	・申請者本人の収入について申告するもの
該当者のみ　□申立書【様式7】	・特に説明を要する事柄がある場合に提出
該当者のみ　□授業料免除の推薦理由書【様式5】	・私費外国人留学生またはやむを得ない事情による申請をする者が提出 ・必要な添付書類は【様式5】を参照すること
独立生計学生のみ以下を追加すること	
□世帯全員の健康保険証のコピー	
□世帯全員の住民票（世帯全員分と記載されたもの）	・発行者：市区町村 ・同居している者がいる場合、世帯主との続柄が表示されたもの。 ・実家等から住民票を移していない場合は、実家等の住民票にあわせ、申請者本人のアパート賃貸借契約書等のコピー（住所・物件名・居住者が載っている頁のみ）を提出
□家計状況申立書【独立生計】【様式8】	申請者本人が、次のいずれかに該当する場合に提出 ・申請基準日時点で無職である。 ・家計の財源となるものが、申請者の給与収入以外にある。 【例】預貯金の引き出し／自営業や不動産等の給与以外の所得／不労所得／仕送り／配偶者の収入・預貯金 等

提出書類は、必ずコピーを取って保管しておくこと。

申請区分:一般学生・独立生計学生

2.収入の証明に関する書類（該当するものがあれば提出必須）

申請基準日（前期申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）における、

・両親（または両親に代わって家計を支えている者） または

・独立生計学生本人（配偶者を含む）

の収入または収入とみなすものについて該当するものがある場合、必要書類を提出してください。

※★のみ、申請者本人(学生)の状況。

㊟◆は、令和6年分の合計所得の見込が、昨年度の合計所得金額（「令和6年度(令和5年分)所得額・課税額証明書」に記載されている合計所得金額)と異なる場合に提出すること。

	項　　目 該当する項目に☑	必要書類 提出書類に☑	備　　考
収入	□給与所得者（アルバイトを含む）であり、次に該当する　※申請基準日時点で勤務している方が対象		
	◆ □令和5年1月2日以降に就職した □令和6年中に無給(または減給)となる月がある	□年収（見込）証明書【様式10】	・発行者：勤務先
	□給与所得者（アルバイトを含む）であり、令和5年1月1日以前から勤務しているが、「令和6年度(令和5年分)所得額・課税額証明書」に所得額が記載されていない	□年収（見込）証明書【様式10】	・発行者：勤務先 ※令和5年1月~12月の年収
	□給与所得者以外（農業・自営業等）であり、次に該当する		
	◆ □令和5年1月2日以降に開業した	□開業後の収入（見込）状況【様式11】	
	□無職である	□無職の申立書【様式12】	
収入とみなすもの	◆□年金(個人・企業・遺族・障害等）、恩給を受給している	□年金受給申立書【様式13】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は【様式13】参照
	□令和5年1月1日から申請基準日までに退職金を受給した	□退職所得の源泉徴収票のコピー	・発行者：勤務していた会社 ・「退職所得の源泉徴収票のコピー」を提出できない場合は、「退職金支払証明書【様式14】」を提出 ・令和5年度申請時に提出した者は不要
	□健康保険による傷病手当金を受給している	□最新の支給決定通知書等のコピー	・発行者：勤務先（健康保険組合等） ※雇用保険の「傷病手当」は対象外
	□健康保険による出産手当金を受給している	□令和5年中の受給額がわかるもののコピー	・発行者：勤務先（健康保険組合等）
	□雇用保険による高年齢雇用継続給付金を受給している	□最新の支給決定通知書等のコピー	・発行者：職業安定所（ハローワーク）
	□親戚・知人等からの援助金または養育費を受領している	□援助金等の受領状況申立書【様式15】	
	★□申請者本人が給付型の奨学金を受給している （本学在学中に受給し、令和6年度も継続して受給するもの） ※日本学生支援機構の給付奨学金は除く	□令和5年度の奨学金支給通知書のコピー	・発行者：各団体 ※年度ごとに申請する奨学金で、前期申請の書類提出時点で結果が未定の場合は、後期申請時に「変更申請」によって申し出ること。

◆上記以外にも大学側が必要と認め、別途書類を請求することがあります。

◆所得額・課税額証明書のみで所得額合計の算出ができない場合、別途、**確定申告書・源泉徴収票・年金の通知書等**を請求する場合があります。

申請区分:一般学生・独立生計学生

3.控除に関する証明書類(該当があれば提出必須)

申請基準日（前期申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）における**世帯構成員(→p.7)**について、以下の項目に該当する場合、書類を提出してください。**提出がない場合、特別控除の認定ができず、家計評価額の算出において影響を及ぼすことがあります。**

項　　目 該当する項目に☑	必要書類 提出書類に☑	備　　考
□ひとり親世帯	□援助金等の受領状況申立書【様式15】	・ひとり親世帯の場合は必須
□所得額・課税額証明書に「ひとり親」または「寡婦(夫)」表示がない場合	□戸籍謄本	・発行者：市区町村 ・学資負担者の戸籍謄本 ・申請基準日以降に発行したものであること
□事実上の離婚状態 （離婚調停中。別居、音信不通等）	□離婚調停中であることを確認できる書類 （弁護士等の申立書）	婚姻費用の分担請求調停は、離婚調停と異なるため、該当しない
□就学者（申請者を除く）がいる世帯　※提出後、退学・入学辞退により在籍学校が変更になった場合、速やかに申し出てください。		
□国立の学校（中学生以下を除く）	□在学状況等証明書【様式16】	・発行者：在学校
□公立・私立の学校（中学生以下を除く）	□在学証明書	・発行者：在学校 ・在籍している学校が指定するもの
□予備校、職業能力開発校、水産大学校を除く大学校、大学の研究生、科目等履修生等がいる世帯	□在学証明書	・発行者：在学校 ※家庭調書では就学者以外の欄に記入
□障害者のいる世帯	□障害者世帯申立書【様式17】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は【様式17】参照
□原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟がいる世帯	□被爆者健康手帳のコピー	
□生活保護費を受給している世帯	□生活保護決定（変更）通知書のコピー	・発行者：都道府県又は市区町村役所 ※最新の証明書を提出すること
□学資負担者が死亡した世帯 ※申請基準日時点で6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）の死亡が対象	□死亡診断書のコピー　又は □戸籍謄本	・発行者(死亡診断書)：医師等 ・発行者(戸籍謄本)：市区町村
□火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※申請基準日時点で6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）の災害が対象	□被害状況届【様式20】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は【様式20】参照

4.控除に関する証明書類(該当があれば提出)

申請基準日（前期申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）における**世帯構成員(→p.7)**について、以下の項目に該当する場合、書類を提出してください。提出がない場合、特別控除等の認定はできません。

項　　目 該当する項目に☑	必要書類 提出書類に☑	備　　考
□長期療養者がいる世帯	□長期療養証明書【様式18】	・発行者：病院・薬局等 ・6ヶ月以上療養(見込含む)し、かつ申請基準日現在も療養中(見込含む)であること
□学資負担者が別居している世帯 （別居のために特別な支出がある世帯）	□単身赴任等申立書【様式19】 （別途添付書類が必要）	・添付書類は【様式19】参照 ・単身赴任の場合、別居のために特別に支出している実費が、**単身赴任手当の金額を上回る**場合が対象

◆上記以外にも大学側が必要と認め、別途書類を請求することがあります。

【注意】前期申請する方へ

後期の申請も希望する場合は、「VI.変更事由確認書」(p.13～15)を後期の申請期間までに必ず確認しておいてください。

申請区分：私費外国人留学生
Privately-financed foreign students

6. 必要書類一覧（私費外国人留学生）
Checklist of documents for submission

必須書類が不足している場合は、申請できません。
Applications cannot be made if required documents are missing.

必 須 書 類 Required Documentation 該当する項目に☑ ☑ to the relevant place	注意事項 Points to note
□提出書類チェックリスト【様式1】 Checklist of documents for submission【Form1】	
□家庭調書【様式2】 Family Record【Form2】	・母国に住んでいる両親や兄弟は含めないこと。 Do not include your parents or siblings living in your home country. ・申請者と同居し、生計を共にしている家族のみを記載すること。例：配偶者、子 Please list only family members who live with you and share your livelihood. Example: spouse, child.
□授業料免除願【様式3】 Request for Exemption from Tuition Fees【Form3】	
□同意書【様式4】 Consent Form【Form4】	
□授業料免除の推薦理由書【様式5】 Recommendation with Written Statement of Reasons for Exemption from Tuition Fees【Form5】	
□家計状況申立書【私費外国人留学生】【様式9】 Application Form regarding Household Financial Circumstances【Form9】	
□令和6年度（令和5年分）所得額・課税額証明書 （収入・所得の内訳、配偶者控除、扶養控除人数、課税額が記載されたもの） Certificate(s) of income and tax for 2023(Should include itemization of income and earnings for 1 year, itemization of deductions, and amount paid in city or prefectural tax)	・発行機関ごとに証明書の名称が異なる場合あり The name of the certificate may be different depending on each municipality ・１人１枚で証明を受けたものを提出 Please use personal ID(one document per person) ・2023年１月2日以降の入国者は提出不要 Immigrants after jan., 2, 2023 are not required to submit.
□在留カードのコピー 又は 外国人登録証（カード） Copy of residence card or certificate of alien registration(card)	世帯全員分を提出(注：カードは両面コピー) Submit details of all household members Note:Copy both sides of the card(s)
□健康保険証のコピー Copy of health insurance certificate	世帯全員分を提出 Submit details of all household members
□申立書 【様式7】 Application Form【Form7】	・必須書類の提出が遅れる場合等、特に説明を要する事柄がある場合に提出 Submit in case there are matters that require special explanation, such as when the submission of essential documents is delayed.

※英語表記の証明書を提出する場合は、日本語訳を添付してください。

When submitting a certificate in English, attach a Japanese translation.

申請基準日（前期申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）の世帯構成員（申請者を含む）の収入等について、該当項目に応じた必要書類を提出してください。
Please submit necessary documents according to applicable items concerning income etc. of household members (including applicants) on the application standard date.

Application standard date (The base date of the 1st semester is Apr., 1, 2024, The base date of the 2nd semester is Oct., 1, 2024)

項　　目 Item 該当する項目に☑ ☑ to the relevant place	必要書類 Required documents 提出書類に☑ ☑ to the relevant place	注意事項 Points to note
□給与所得者（申請基準日に働いている場合に必要） Salary earners (Required when working on application standard date)		
◆ □2023年１月2日以降に就職 I have started work since Jan., 2, 2023	□年収（見込）証明書【様式10】 Certification of (Projected) Annual Income【Form10】	
□今年、TA(RA)として働く予定 I am planning to work as an Teaching assistant(Research Assistant)this year.		
◆□無職 Unemployed	□無職の申立書【様式12】 Application by Unemployed Applicant【Form12】	
□これから働く予定（勤務先が決まっている） I am planning to work (I got a part-time job.)	□年収（見込）証明書【様式10】 Certification of (Projected) Annual Income【Form10】	
□給付型の奨学金を受領している I am receiving a benefit type scholarship	□受領する期間と月額を確認できる証明書のコピー Copy of Certificate to confirm the period of receipt and monthly amount	・申請者本人の分のみ提出 Submit only tuition exemption applicant
□給付型の奨学金を受領する予定 We plan to receive benefit type scholarship		

申請基準日（前期申請：4月1日、後期申請・変更申請：10月1日）の世帯構成員について、該当項目に応じた必要書類を提出してください。なお、必要書類がない場合は特別控除等の認定は行いません。
Please submit necessary documents according to applicable items for household member at application standard date. There is no special deduction when there is no necessary documents.

Application standard date (The base date of the 1st semester is Apr., 1, 2024, The base date of the 2nd semester is Oct., 1, 2024)

項　　目 Item 該当する項目に☑ ☑ to the relevant place	必要書類 Required documents 提出書類に☑ ☑ to the relevant place	注意事項 Points to note
□就学者がいる世帯（申請者は除く） Household with enrolled student (excluding applicant)		
□国立の学校 National school	□在学状況等証明書【様式16】 Certificate of student status etc.【Form16】	
□公立・私立の学校 Public and private schools	□在学証明書 Certificate of student status	
□特に説明を要する事柄 There are matters that require special explanation	□申立書【様式7】 Application Form【Form7】	

※英語表記の証明書を提出する場合は、日本語訳を添付してください。

When submitting a certificate in English, attach a Japanese translation.

Caution !　For Everyone who Apply for 1st Semester

Please be sure to check「Cofirmation of reasons for change」(13～15page)

申請期区分：変更申請 (対象:前期申請者)

提出時期:後期の申請期間

学部・研究科	学科	学籍番号	氏　名

7. 変更事由確認書

Cofirmation of reasons for change

2024年4月2日から2024年10月1日において、以下に記載する変更事由のいずれかに該当する場合は、後期の申請期間に「変更申請」を行う必要があります。

前期申請者は、必ずこの「変更事由確認書」を一読し、該当するものがないか確認してください。

※該当する変更事由がない場合は、「継続申請」を行う（オンライン申請）。

Be sure to check "Cofirmation of reasons for change".
From *Apr., 2, 2024* to *Oct., 1, 2024*, if you have and change listed below, you should submit application for change during the second.
※If none of the below applies to you, please submit a continuation application (this is a web application).

〈必須書類〉

	提　出
申請者全員	変更事由確認書（p.13-15をコピー） Confirmation of reasons for change（make a copy from page 13 to page 15） ※該当する変更事由に☑を入れたもの Check the items that apply to you
	前期に提出した家庭調書【様式2】のコピー　※変更箇所を赤字で記入する Copy of Family Record [Form2] submitted in the first semester corrected in red

〈該当する変更事由〉

変更事由 Reasons for change 該当する変更事由に☑ Check the items that apply to you	提出書類 document ※指定された添付書類を含む Include attachments as specified
【申請区分の変更】	
□一般学生　□独立生計学生　□私費外国人留学生 General student,Independent livelihood student, Privately funded international students	必要書類一覧（p.8-10）に該当する書類 （前期に提出した書類の代用は不可） Documents that apply to the list of required documents (pages 11-12) (you can't use the document submitted in the semester 1)
【申請理由の変更】	
□学資負担者の死亡 Death of a tuition paying person	死亡診断書のコピー又は戸籍謄本 Copy of death certificate or Certificate of Family Register 授業料免除願【様式3】 Request for Exemption from Tuition Fees【Form３】
□災害による被災（学資負担者又は本人が被災） Disaster damage (a tuition paying person or yourself)	被害状況届【様式20】（別途添付書類が必要） Notification of Circumstances of Damege【Form20】 (supporting document is required) 授業料免除願【様式3】 Request for Exemption from Tuition Fees【Form３】
□経済的理由 ※学資負担者の死亡日又は災害による被災日から半年以上が経過 Economic reasons ※More than half a year has passed since the death date of the person who pays tuition or the date of disaster.	授業料免除願【様式3】 Request for Exemption from Tuition Fees【Form３】

変更事由 Reasons for change 該当する変更事由に☑ Check the items that apply to you	提出書類 document ※指定された添付書類を含む Include attachments as specified
【世帯状況の変更】	
□世帯構成員の増 Increase in household members	戸籍謄本 Certificate of Family Register 増えた者に関する「5.必要書類一覧〈p.8-10〉」の書類（留学生はp.11-12） 【例：申請者が「独立生計学生」で、結婚により配偶者と子が増えた場合】 ・配偶者の所得額・課税額証明書(無職でも必要) ・住民票(変更が反映された最新のもの) ・健康保険証のコピー(配偶者と子の2人分) ・家計状況申立書【独立生計】【様式8】(変更箇所を赤字修正したもの)
□世帯構成員の減（父母の離婚） Decrease in household members(e.g.:Divorce of parents)	戸籍謄本 Certificate of Family Register
□世帯構成員の減（父母以外） Decrease in household members(Other than parents)	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□障害者の認定 Disability certification	障害者世帯申立書【様式17】（別途添付書類が必要） Application by Member of Special Needs Household【Form17】 （supporting document is required）
□障害者の取り消し Cancellation of disability certification	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□長期療養者の増 Increase the long-term care person	長期療養証明書【様式18】 Certification of Long-Term Medical Treatment【Form18】
□長期療養者の減 Decrease the long-term care person	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□単身赴任等による別居を開始 Starting separation of a tuition paying person as a job bachelor	単身赴任等申立書【様式19】 Application form separation of a tuition paying person as a job bachelor【Form19】
□単身赴任等による別居を終了 Ending separation of a tuition paying person as a job bachelor	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□就学者の増 Increase the person attending school	在学状況等証明書【様式16】又は Certificate of student status etc.【Form16】 or 在学証明書 Certificate of student status
□就学者の減 Decrease in students	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□本人を含む就学者の通学区分の変更 Change of attending school category including yourself	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
【収入状況の変更】	
□就職（転職） Employment (Job change)	年収（見込）証明書【様式10】 Certification of (Projected) Annual Income【Form10】
□退職　※再就職はしていない Retirement　※No reemployment	無職の申立書【様式12】 Application by Unemployed Applicant【Form12】
□給与の増減　※雇用形態の変更等による基本給の増減 Increase or decrease in salary ※Change in basic salary due to changes in employment format	年収（見込）証明書【様式10】 Certification of (Projected) Annual Income【Form10】
□開業 Starting a business	開業後の収入（見込）状況【様式11】 Situation of (Projected) Income after Start of Business【Form11】
□廃業 Closing a business	個人事業の開業・廃業等届出書のコピー Copy of Notification of opening / closing of private business
□2024年中に無給（減給）となる月がある場合 If there are unpaid (reduced) months in 2024	年収（見込）証明書【様式10】 Certification of (Projected) Annual Income【Form10】

変更事由 Reasons for change 該当する変更事由に☑ Check the items that apply to you	提出書類 document ※指定された添付書類を含む Include attachments as specified
□傷病手当金の受給開始 Start of Sickness allowance	最新の支給決定通知書等のコピー Copy of Latest payment decision notices, etc.
□傷病手当金の受給停止 Suspension of Sickness allowance	受給停止を確認できる書類のコピー Copy of Documents that can confirm the suspension
□出産手当金の受給開始 Start of Maternity allowance	2024年中の受給額がわかるもののコピー Copy of receipt proof during 2024
□出産手当金の受給停止 Suspension of Maternity allowance	受給停止を確認できる書類のコピー Copy of Documents that can confirm the suspension
□高年齢雇用継続給付金の受給開始 Start of Basic Continuous Employment Benefits for the Elderly	最新の支給決定通知書等のコピー Copy of Latest payment decision notices, etc.
□高年齢雇用継続給付金の受給停止 Suspension of Basic Continuous Employment Benefits for the Elderly	受給停止を確認できる書類のコピー Copy of Documents that can confirm the suspension
□年金の受給開始（増額） Start (increase) of Pension	年金受給申立書【様式13】 Application Form for receipt of Pension
□年金の受給停止（減額） Suspension (reduction) of pension	受給停止（減額）を確認できる書類のコピー Copy of Documents that can confirm the suspension (reduction)
□援助金等（養育費）の開始（増額） Start (increase) of finantial support (childcare expenses)	援助金等の受領状況申立書【様式15】 Application form for receipt of grants【Form15】
□援助金等（養育費）の停止 Suspension of finantial support (childcare expenses)	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□援助金等（養育費）の減額 Reduction of finantial support (childcare expenses)	援助金等の受領状況申立書【様式15】 Application form for receipt of grants【Form15】
□生活保護費の受給開始 Start of receiving welfare expenses	生活保護決定（変更）通知書のコピー Copy of Welfare decision (change) notice
□生活保護費の受給停止 Suspension of receiving welfare expenses	申立書【様式7】 Application Form【Form7】
□給付型奨学金の受給停止（減額）　※私費外国人留学生のみ Suspension (reduction) of no refundable scholarship ※For Privately funded international students	受給停止（減額）を確認できる書類のコピー Copy of Documents that can confirm the suspension (reduction)
□給付型奨学金の受給開始（増額）　※私費外国人留学生のみ Start (increase) of no refundable scholarship ※For Privately funded international students	受領する期間と月額（または増額したこと）を確認できる証明書のコピー Copy of Certificate to confirm the period of receipt and monthly amount (or Copy of Documents that can confirm the increase)
□火災、風水害、盗難等の被害 Damage caused by fire, storm and flood, theft, etc.	被害状況届【様式20】 Notification of Circumstances of Damege【Form20】

〈その他〉※下記に該当する場合は、次の提出書類を提出してください。

※In the following cases, it is not necessary to submit the above required documents.

However, if any of the following apply to you, please submit documentation.

変更事由 Reasons for change	提出書類 Submitted document
□2024年10月1日付けで留年又は最短修業年限を超過する場合（申請要領に定める**やむを得ない事情**に該当するため、引き続き申請を希望する者のみ） If you repeat the year or exceed the minimum study period as of Oct., 1, 2024 for those admitted in October) (Only when it is not due to personal reasons)	授業料免除の推薦理由書【様式5】 Recommendation with Written Statement of Reasons for Exemption from Tuition Fees【Form5】
□申請を取り下げる　Withdraw the application （後期申請後、申請を取り下げる場合）	申請取り下げ書【様式21】 Withdrawal Application Form【Form21】

＜関連：8 ページ＞
よくある質問（「所得額・課税額証明書」について）

Q.所得額・課税額証明書とは何か。

A.「所得額」と「課税額」が記載された、一人一人に発行される証明書。
その年の１月１日に住民票があった市区町村で発行される（「令和６年度」を発行する場合、令和６年１月１日）。
自治体により「所得課税証明書」や「所得証明（課税・非課税証明書）」など、名称が異なるため、分からない場合は、次の①～④の項目を網羅している証明書を発行してもらうよう、役所等の窓口で確認すること。

①収入・所得の内訳
②配偶者控除
③扶養控除人数
④課税額

いずれかが「＊＊＊」となっている書類は不備。「＊＊＊」は"０"の証明ではないので注意すること。
※ただし一部の自治体では、「無い(＝0)」の表記として「＊」を使用することがあるようです。その場合は窓口等で確認をしてください。

Q.所得額・課税額証明書は誰のものが必要か。

A.【一般学生の場合】

父母がいる：　２枚（父のもの１枚、母のもの１枚）
ひとり親世帯：　１枚（父または母のもの１枚）
父母以外に学資負担者(祖父母・兄姉など)がいる：３枚（父のもの１枚、母のもの１枚、その他の学資負担者のもの１枚）

【独立生計学生・私費外国人留学生の場合】

配偶者がいない：　１枚（申請者本人のもの１枚）
配偶者がいる：　２枚（申請者本人のもの１枚、配偶者のもの１枚）

★いずれの場合も、収入の有無は問いません。無職であっても必要です。

Q.父(または母)は無職だが、所得額・課税額証明書が必要か。

A.必要です。無職＝収入が０円であることの証明が必要だからです。
※独立生計学生の場合、父(または母)を「申請者本人(または配偶者)」と読み替えてください。

Q.父(または母)の「所得額・課税額証明書」に昨年１年間の収入が記載されているが、父(または母)はすでに退職しており、申請基準日(前期は 4/1、後期は 10/1）時点で無職である。この場合はどうなるか。

A.申請基準日時点で無職である場合、「所得額・課税額証明書」にくわえ、父(または母)の【様式 12】無職の申立書」を提出してください。なお、退職に際し退職金が支給された場合は、退職所得の源泉徴収票のコピーまたは【様式 14】を併せて提出してください（ｐ.9 を参照）。
※独立生計学生の場合、父(または母)を「申請者本人(または配偶者)」と読み替えてください。

Q.「所得額・課税額証明書」の代わりに、源泉徴収票や確定申告のコピーでも良いか。

A.不可です。必ず「所得額・課税額証明書」を提出してください。
※なお、自営業の方や、所得が複数種類ある方など、「所得額・課税額証明書」だけでは状況が把握できない場合、後日、源泉徴収票や確定申告のコピーの提出を求めることがあります。その際はご対応をお願いします。